令和８年（フ）第４５１号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋東１丁目７番20号
ソーサ内橋東　101号
破産者　吉川　愛理
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４８９号
福岡県朝倉郡筑前町新町195番地
破産者　中牟田法子
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５８５号
福岡市城南区荒江１丁目23番29―301号　レジデンスあや
破産者　小川　大吉
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６６９号
福岡市南区塩原３丁目16番７―502号　ソネット21、前住所福岡市南区大橋２丁目１番16号　レインボービル１―705号（旧住所）
福岡市中央区桜坂３丁目１番１―901号　エバーライフ桜坂
破産者　行武　由美
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３１号
福岡市城南区七隈７丁目28番10―207号　エトウワール
破産者　小山田清子
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８０６号
福岡市東区多の津４丁目12番36号　ジョイハウス多の津507号
破産者　荒巻　大祐
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９１７号
福岡市東区西戸崎２丁目14番３―506号　市営西戸崎住宅３棟
破産者　前田　優子
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０１１号
福岡市中央区笹丘１丁目28番31―504号　ヴィクトリア友泉
破産者　田中　幹大
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０１９号
福岡市早良区室見４丁目14番10―201号　ベルドミール室見ＩＩ
破産者　冨井　英樹
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０８２号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋東１丁目23番10号　エルディム峯川　202号
破産者　渡邉　美穂（旧姓梶原）
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１１３号
福岡県朝倉郡筑前町原地蔵2163番地４
破産者　小出　京子
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１３７号
福岡県古賀市今の庄１丁目26番43号
破産者　吉武　俊伸
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６９号
山梨県北杜市須玉町若神子2600番地１
破産者　政門　孝宏
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７５号
山梨県韮崎市中央町14番17号　フォレストコートＹＯＳＨＩ　Ｂ
破産者　宮本　恵美
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４０号
山梨県甲府市朝気２丁目１番18号
破産者　パブ　ルヴォンこと　結城　秀紀
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４３１号
福岡市博多区麦野５丁目22番８―107号　ビバリーハウス南福岡Ⅱ
破産者　伊藤　尚哉
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７７６号
福岡県宗像市自由ヶ丘西町２番地12
破産者　石田　賢司
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８８０号
福岡県宗像市石丸１丁目７番24―701号
破産者　星山民枝こと　裵　　民枝（ＢＡＥ　ＭＩＮＪＩ）
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１７８号
福岡市東区香椎駅前１丁目３番15―809号　香椎エクセル13、前住所福岡市東区香椎照葉７丁目１番26号、福岡市中央区六本松３丁目16番33―805号　グランドソレイユ護国神社前
破産者　佐川　貴典
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部